

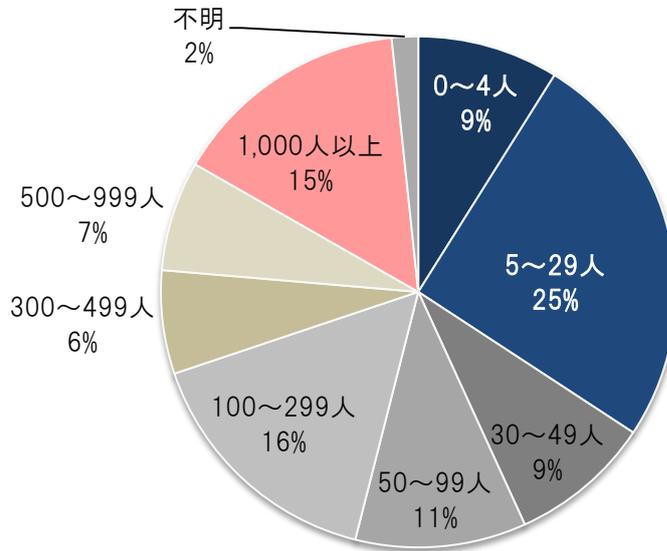
企業における専門的・技術的分野の外国人労働者の活用状況について

- 我が国で働く専門的・技術的分野の外国人労働者の雇用状況から、こうした人々を多数活用している事業所について分析。（特にボリュームの大きい在留資格「人文知識・国際業務」「技術」の労働者のみ抽出し分析の対象とした。）
- まず、外国人労働者の雇用状況についてみると、上記在留資格の外国人労働者数は全体で86,988人。これを事業所規模別にみると、29人以下の小規模事業所で働く者が全体の約3分の1を占めている（0～4人の事業所で9%、5～29人の事業所で25%）。一方、1,000人以上の大規模事業所で働く者は15%となっている（図1-1）。また、産業別にみると、情報通信業に従事する者が21%、製造業が20%、卸売業、小売業が16%となっている。（図1-2）
- 1事業所あたりの平均外国人労働者数は2.89人。これを事業所規模別にみると、5～29人規模の事業所で2.2人、1,000人以上規模の事業所で10.7人となっている。（図2）
- さらに、外国人労働者数別に事業所数の内訳をみると、外国人労働者を1人しか雇っていない事業所は外国人を雇用する事業所の61%を占めており、外国人労働者数が10人未満となると95.7%にのぼる。一方、外国人労働者を10人以上雇用する事業所は4.3%にとどまる。（図3）

- そこで、1事業所あたりの外国人労働者数と事業所数を軸に、外国人労働者数の分布を見ると、外国人労働者数が10人未満の事業所で働く者と10人以上の事業所で働く者の比率は、6：4（前者に51,779人、後者に34,722人）となっている。外国人労働者を10人以上雇用する事業所数は少ない（4.3%）にもかかわらず、そこで外国人労働者全体の約4割が雇用されている。（図4）
 - このうち、特に外国人労働者を多数活用する事業所（外国人労働者数100人以上）に着目すると、これらの事業所数は46所で外国人労働者を雇用する事業所の0.2%でしかないが、外国人労働者数全体の9.8%を雇用している。
 - これらを産業別に見ると、金融商品取引業（証券会社・外資系金融機関等）が9所（20%）、専門サービス業（経営コンサルタント等）が7所（15%）、情報サービス業（ソフトウェア開発等）が6所（13%）、職業紹介・労働者派遣業が5所（11%）、その他教育学習支援業（語学学校等）が4所（9%）となっている。（図5）
 - また、外国人労働者数でみると、多い順に金融商品取引業（証券会社・外資系金融機関等）が17.6%、専門サービス業（経営コンサルタント等）が14.9%、その他教育学習支援業（語学学校等）が14.2%、職業紹介・労働者派遣業が12.1%、情報サービス業（ソフトウェア開発等）が8.5%となっている。
 - 国内事業所のうち、雇用保険被保険者1,000人以上規模は3,508所ある。このうち外国人を雇用しているのは、1,220所（35%）であり、その中でも10人未満の雇用事業所は936所となっているため、大規模事業所でも外国人を雇用している事業所は少ない状況である。
- (※) ここでいう1,000人以上規模の事業所は、雇用保険の適用事業所単位によるものである。

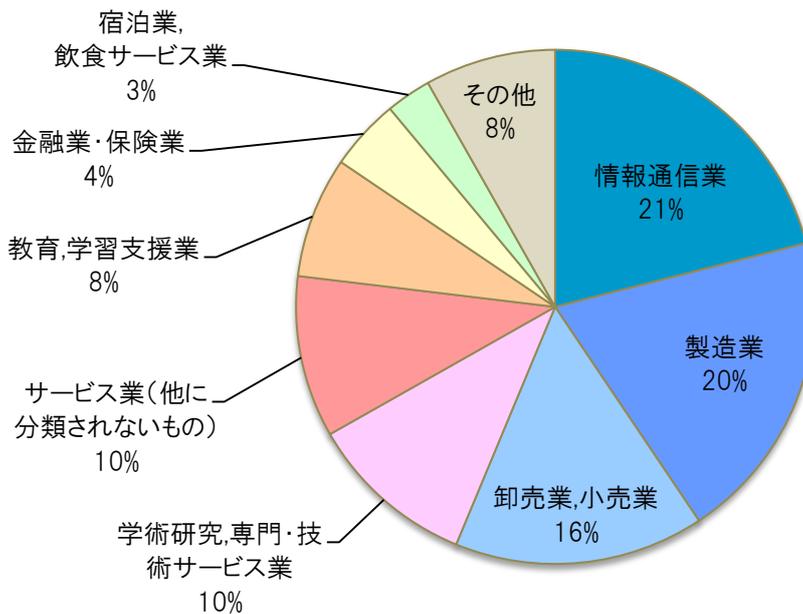
■ 事業所規模別では、29人以下の小規模事業所で働く者が約3分の1を占め、1,000人以上の大規模事業所で働く者は15%となっている。

【図1-1】事業所規模別外国人労働者数割合



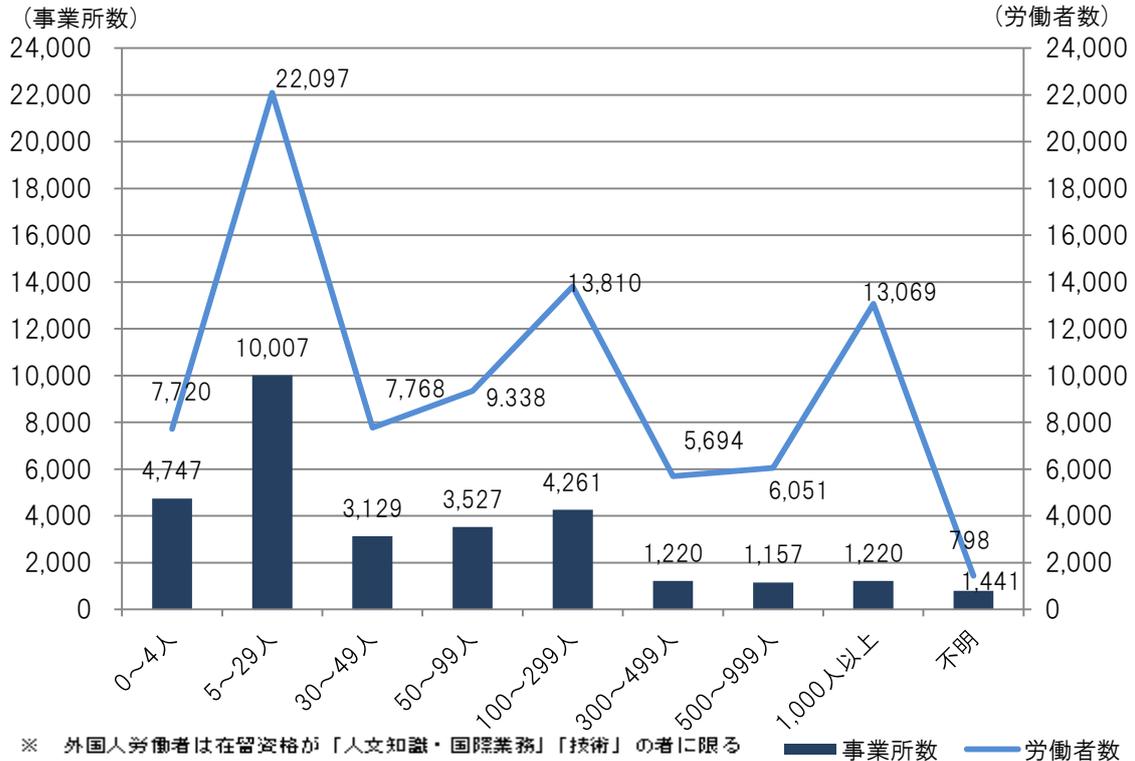
■ 産業別では、情報通信業（21%）、製造業（20%）、卸売業、小売業（16%）の順に多い。

【図1-2】産業別外国人労働者数割合



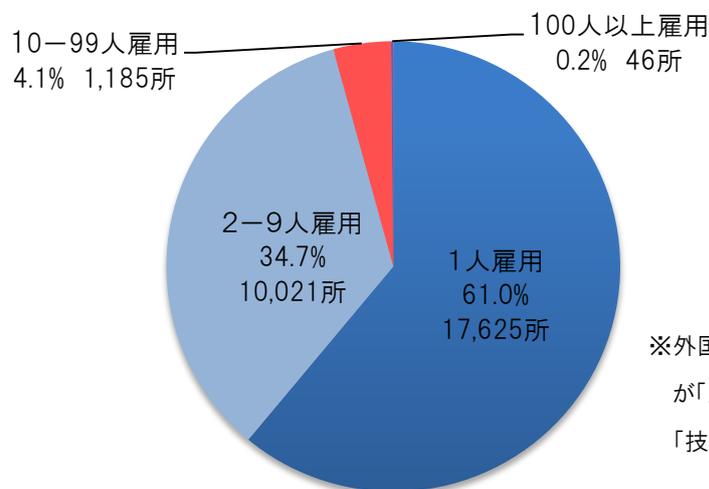
- 29人以下の小規模事業所で雇用される外国人労働者が多い
- 1事業所あたりの平均外国人労働者数は、5～29人規模で2.2人、1,000人以上規模で10.7人

【図2】事業所規模別にみた外国人労働者数と事業所数



- 外国人労働者を10人以上雇用する事業所は1割に満たない

【図3】外国人労働者数別にみた事業所割合

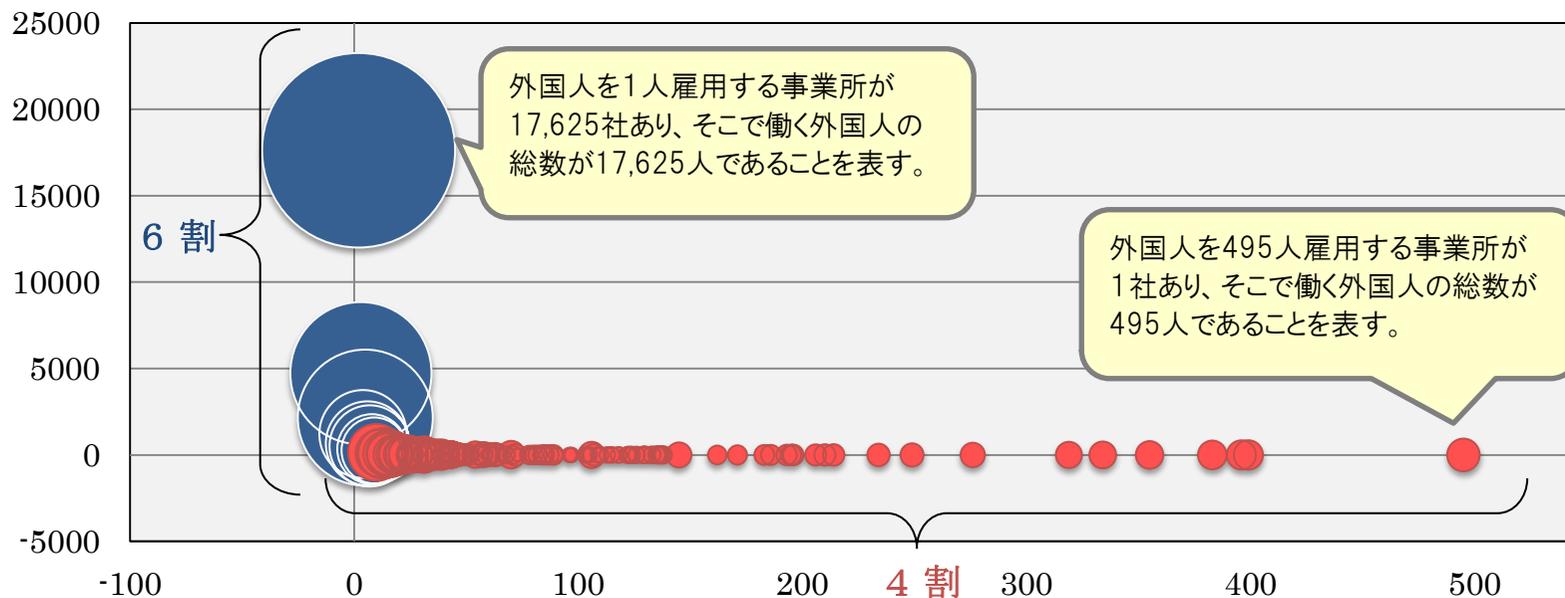


※外国人労働者は在留資格が「人文知識・国際業務」「技術」の者に限る。

- 外国人労働者については、「少数雇用の事業所が多数、多数雇用の事業所が少数」という構図
- 外国人労働者を10人以上雇用する事業所（約1割）に、4割の外国人労働者が雇用されている

【図4】外国人労働者の分布図

(事業所数、所)



(備考) 1. 1~9人雇用事業所は青、10人以上雇用事業所は赤で表示。

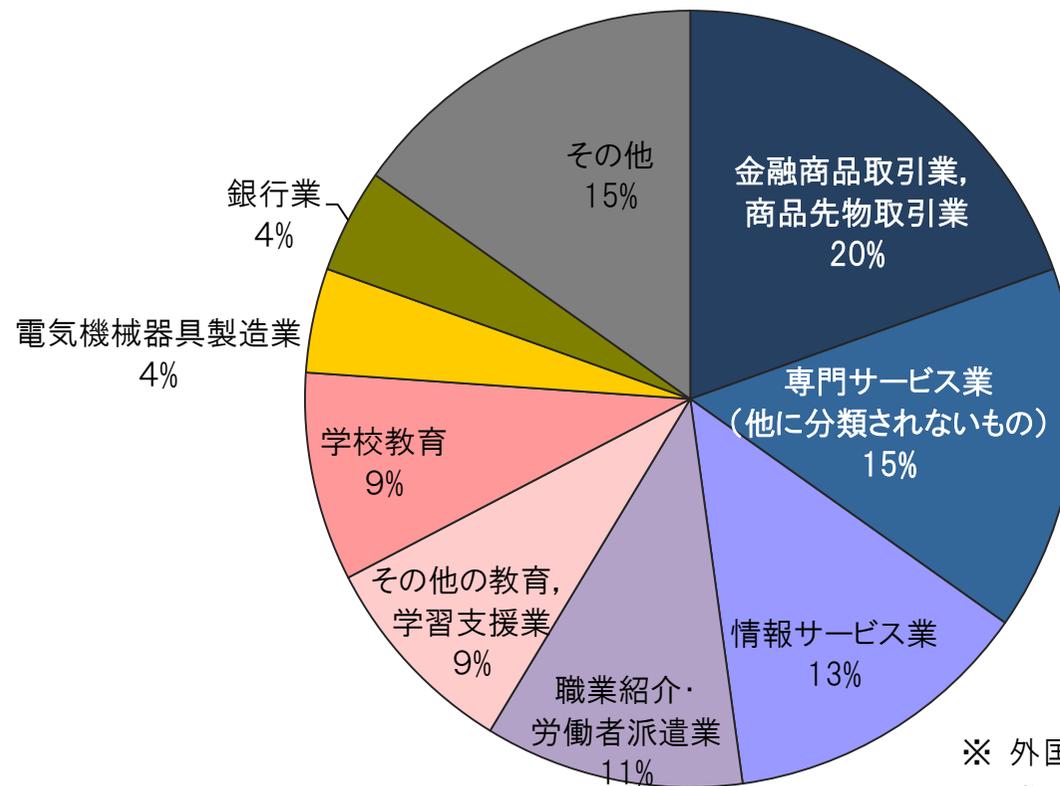
2. 円の面積は、1事業所あたりの雇用人数×事業所数を表す。

3. 外国人労働者は在留資格が「人文知識・国際業務」「技術」の者に限る。

(1事業所あたり外国人労働者数、人)

- 外国人労働者を多数活用している事業所の産業は「金融商品取引業（証券会社等）」、「専門サービス業（経営コンサルタント会社等）」、「情報サービス業（ソフトウェア開発会社等）」、「その他教育学習支援業（語学学校等）」など

【図5】産業別にみた外国人労働者を100人以上雇用する事業所割合



※ 外国人労働者は在留資格が「人文知識・国際業務」「技術」である者に限る。

(資料出所：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(平成24年10月末現在))

※ 外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務づけている。

なお、平成24年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

問い合わせ先

職業安定局派遣・有期労働対策部

外国人雇用対策課

遠坂 佳将

久保 恵子

直通：03-3502-6273